

『2021 年度 賃貸不動産経営管理士 友次正浩の超速攻略講座〔インプット編〕通信』

をご受講の皆様へ 訂正情報のご案内

この度は、『2021 年度賃貸不動産経営管理士友次正浩の超速攻略講座〔インプット編〕通信』をご受講いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんが、上記の通信講座内の講義において、講師の解説に不適切な点がございました。また、この点に関するテキストの表記にも誤りがございました。お手数をおかけいたしますが、下表のとおり、訂正の上ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

【講師の解説について】

	訂正前	訂正後
第 1 回 p9 4 1 修繕義務 に関する説明	<u>賃借人が自ら修繕をすることができる旨を説明。</u> <u>一部の滅失により使用できない部分がある場合、賃借人は賃料の減額請求をすることができる旨を説明。</u>	<u>賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、または賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき及び急迫の事情があるときは、賃借人が自ら修繕をすることができる。</u> <u>一部の滅失により使用及び収益できない部分がある場合、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。</u>
第 7 回 p 181 【照明の明るさの基準】に関する説明	照明の明るさを 20 ルクス以上とする箇所について、共用廊下・階段である旨を説明。	照明の明るさを 20 ルクス以上とする箇所について、共用廊下・階段のほかに、 <u>共用玄関の外側</u> を追加。

【テキストの表記について】

	訂正前	訂正後
p9 下から4行目	<u>また、賃借人が自ら修繕をすることもできます。一部の滅失により使用できない部分がある場合、賃借人は賃料の減額請求をすることができます。</u>	<u>また、賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、または賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき及び急迫の事情があるときは、賃借人が自ら修繕をすることができません。一部の滅失により使用及び収益できない部分がある場合、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されます。</u>
p 181 1 行目以下の 【照明の明るさの基準】 20 ルクス以上の箇所	共用廊下・階段	共用廊下・階段 <u>共用玄関の外側</u>

また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、LEC賃貸不動産経営管理士ホームページ（アドレス <https://www.lec-jp.com/chintai/>）にて訂正情報を掲載いたします。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

令和3年9月
LEC東京リーガルマインド
賃貸不動産経営管理士事業本部